

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業（通所介護相当サービス）

重要事項説明書・利用契約書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（沖縄県指定 第 4770401182 号）

当事業所はご契約者に対して、指定介護予防通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業（通所介護相当サービス））サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスのご利用は、原則は要介護認定の結果「要支援」と認定された方、基本チェックリスト該当者（事業対象者）が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 待望主会 |
| (2) 法人所在地 | 〒904-0034 沖縄県沖縄市山内一丁目7番5号 |
| (3) 電話番号 | 098-933-6200 |
| (4) Fax 番号 | 098-933-3155 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 安里 公 |
| (6) 設立年月 | 昭和 63 年 1 月 9 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護保険事業所：平成 24 年 3 月 1 日指定
介護保険指定番号：沖縄県 4770401182 号
介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業（通所介護相当サービス）：平成 30 年 4 月 1 日指定
*当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。
①サービス提供体制強化加算（I）
②介護職員処遇改善加算（I）
③介護職員等特定処遇改善加算（I）
④介護職員等ベースアップ加算 |
| (2) 事業所の目的 | 介護予防・日常生活支援総合事業所 |

機能訓練指導員	1名	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。
介護職員	13名以上	介護職員は、利用者への介護サービスの提供に従事する。
事務職員	1名以上	事務職員は、利用料金等の金銭管理、その他事務業務に従事する。

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

最初は、お電話等で御相談下さい。職員が事業所の説明にお伺い致します。又は、来所での説明も可能です。サービス提供が決まりましたら、契約を結び、「総合事業通所事業計画書」を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービス提供における事業者の義務

当事業では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者からの聴取、確認をします。
- ③ 利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人（家族等）の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者へのサービス提供時において、利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、利用者へ緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑥ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をきちんと得てから情報をサービスに活用します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

***加算対象サービス**

・以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の負担割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
- ② 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 令和6年6月より
- ③ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ⇒ 新 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ④ 介護職員等ベースアップ加算

*ご契約者がサービスを利用された場合の「基本利用料」は下記の①、②又は③ようになっています。（ご契約者の介護度及び在住する市町村で適用される基本利用料に違いがあります）
ご契約者がお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として負担割合書に応じた基本利用料の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

***介護予防・日常生活支援総合事業サービス（第一号通所事業）** 沖縄市・広域連合等

要 支 援 度		要支援1（事業対象者）		要支援2（事業対象者）	
		1回当	月5回以上	1回当	月9回以上
利用者負担金額	負担種目				
	利用基本額	436円 (4,360円/回)	1,798円 (17,980円/月)	447円 (4,470円/回)	3,621円 (36,210円/月)
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円 (880円/月)		176円 (1,760円/月)	
	合 計	1,886円 (18,860円)		3,797円 (37,970円)	

（単位：円）

*上記の料金には、介護職員処遇改善加算等の料金は含まれていません。

☆ご契約者に提供する食材に係る費用及びレクリエーション活動費用は別途いただきます。
（下記（2）①参照）

☆上記は、厚生労働大臣が告示及び介護保険制度で定められた金額であり、改定された場合は、その金額に合わせて、これらの利用料金も自動的に改定されます。なお、事前に新しい基本料金を書面でお知らせ致します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照*）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事・おやつ の材料の提供（食材費）

ご契約者に提供する食事・おやつ の材料にかかる費用です。

料金：1回あたり 500円

②レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことが出来ます。
レクリエーション活動費用として負担いただきます。

料金：1か月 350円

*その他、活動に必要な材料費（材料費が必要な場合は、その都度、家族へ通知及び確認させていただきます。）

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

料金：おむつ 150円・板パット 50円・尿とりパット 50円

*（各1枚あたりの料金になります。）

歯ブラシ 100円 歯磨き粉 100円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日迄に、事業所へ現金でのお支払い、または以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア.下記の指定口座への振り込み諸見里

琉球銀行 諸見支店 普通預金 512-976

医療法人待望主会 デイサービスセンターシオン

理事長 安里公（アサトタダシ）

イ.金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫
沖縄県労働金庫 沖縄県農業協同組合 ゆうちよ銀行

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

①医院施設内及び敷地内では喫煙できません。

8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められたる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、介護予防通所介護サービス利用者は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。また、介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用者も、契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストにより、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ⑤ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑥ 施設の滅失や重大な破損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑦ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑧ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑨ 事業者から契約解除を申し出た場合（利用契約書 18 条を参照）

(2) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに契約終了の申し入れを行って下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 契約者の「介護予防サービス・支援計画書」「介護予防ケアマネジメント」（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防・日常生活支援総合事業サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう務めます。

10. 非常災害対策

- (1) 防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- (2) 防火管理者を選定するとともに、消火設備、非常放送設備等必要な設備を常に良好に保ちます。

- (3) 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

11. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 崎原盛史

○受付時間 毎週 月曜日 ～ 土曜日 8：30～17：30

*また、苦情受付ボックスを事業所出入口カウンター上に設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

沖縄市役所 担当課：高齢福祉課	電話番号：098-939-1212 対応時間：8時30分～17時15分
沖縄県介護保険広域連合（業務課地域支援係） *広域連合構成市町村 （北谷町・嘉手納町・北中城村 等）	電話番号：098-911-7502
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理相談窓口	電話番号：098-860-9026 対応時間：9時～17時

利用契約書

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業（通所介護相当サービス）

_____（以下「契約者」という）とデイサービスセンターシオン（以下「事業者」という。）は、事業所において提供される介護予防・日常生活支援総合事業を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護予防・日常生活支援総合事業サービスの内容については、別紙『総合事業通所事業計画書』に定めるとおりにします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、次の通りとします。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

- 2 上記契約期間満了日までにご契約者から契約更新しない旨の申出がない場合は、本契約は更に同じ条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（総合事業通所事業計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る「介護予防サービス・支援計画書」「介護予防ケアマネジメント」（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の総合事業通所事業計画書を作成するものとします。
- 2 事業者は、総合事業通所事業計画書について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、契約者に係る「介護予防サービス・支援計画書」「介護予防ケアマネジメント」（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、総合事業通所事業計画書について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、総合事業通所事業計画書を変更するものとします。

- 4 事業者は、総合事業通所事業計画書を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条 (介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、(食材費、社会見学費、その他の費用)のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者がサービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度額において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
- 3 第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食材費、レクリエーション活動費用、おむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに支払うものとします。

第7条 (利用日の中止)

- 1 契約者は、利用期日前において、介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用を中止することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の7日前までに事業者申し出るものとします。

第8条 (利用料金の変更)

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、厚生労働大臣が告示及び介護保険制度で定められた金額であり、改定された場合は、その金額に合わせて、これらの利用料金も自動的に改定されます。なお、事前に新しい基本料金を書面でお知らせ致します。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができ

ます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたっては、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員、同法人の医師、もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供について記録を作成したうえで、5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 サービス従事者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに同法人の医師、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務及び個人情報の取り扱い）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・委託を行う場合においても、提供・委託先が適正に管理するよう監督いたします。

*介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的

- 1 他の事業者等への情報提供を伴うもの（事例）
 - (1) 当該事業者が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ①当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②その業務委託
 - ③家族等への心身の状況説明
 - (2) 介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ②損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

- 2 介護関係事業者の内部での利用に係るもの（事例）
 - (1) 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
 - (2) 介護保険事務
 - (3) 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ①退所等の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ 事故等の報告
 - ④ 当該利用者の介護サービスの向上
- 3 介護関係事業者の外部での利用に係るもの（事例）
 - (1) 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②介護保険施設等において行われる学生、ボランティア等の実習等への協力
 - ③当該事業所のホームページ及び広報雑誌等への写真等の掲載
 - ④当該事業所の施設内への写真等の展示等

***利用目的の範囲**

- 1 適切な介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供のため
- 2 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- 3 サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- 4 介護予防通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切なサービス提供のための、他の居宅サービス事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため。
- 5 緊急を要する場合の、医師や救急搬送病院救急隊への連絡のため

第四章 契約者の義務

第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます

- 1 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあつて必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護認定又は基本チェックリストにより契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - ② 契約者が入所した場合
 - ③ 契約者に係る「介護予防サービス・支援計画書」「介護予防ケアマネジメント」（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 6か月以上のお休みが続いた場合

第19条（清算）

第15条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）

その他の条項に基づく義務を事業者及び従事者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法のその他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第22条（写真掲載について）

事業所の取り組みを紹介する用途に限り、事業所内で撮影いたしましたご利用者様の映像や写真（画像）を使用させていただくことがあります。その他の利用で使用する場合は、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

契約により、その映像・写真（画像）を使用することによるクレームなどの異議申し立て、使用した広告・映像・印刷物・商品などについての使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意することになります。

*利用用途について

ホームページ、パンフレット、社内研修、掲示板、広報誌などに使用します。

第 24 条（緊急時の対応方法）

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医又は救急搬送病院救急隊、親族、居宅介護支援事業所へ連絡致します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	TEL
緊急搬送病院	病院名	
	連絡先	TEL
居宅介護支援事業所	事業所名	
	担当者	
	連絡先	TEL
御家族①	氏名（続柄）	続柄（ ）
	連絡先	TEL
御家族②	氏名（続柄）	続柄（ ）
	連絡先	TEL
御家族③	氏名（続柄）	続柄（ ）
	連絡先	TEL

***事 業 者**

所在地：沖縄県沖縄市山内一丁目7番5号

名 称：医療法人待望主会

デイサービスセンターシオン

説明者職名：_____

説明者職員氏名：_____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び利用契約の説明を受け、十分理解し本書面の交付を受けました。その上で、サービスの契約及び提供開始に同意します。また、このたび、介護予防・日常生活支援総合事業サービスを利用するにあたり、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議及び関係機関等の要請があるときのほか、個人情報の取扱いについての利用目的に従って貴事業所が利用することについて同意します。

令和 年 月 日

***利 用 者 様**

利用者様氏名：_____

利用者様住所：_____

御家族氏名：_____ 続柄：_____